個人情報ファイル簿

作成年月日(修正した場合にあ	令和5年4月1日		
っては直近の修正年月日)			
個人情報ファイルの名称	風俗営業等管理ファイル		
実施機関等の名称	徳島県警察本部長		
個人情報ファイルが利用に供さ			
れる事務をつかさどる組織の名	生活安全部生活安全企画課		
称			
個人情報ファイルの利用目的	風俗営業又は特定遊興飲食店営業(以下「風俗営業等		
	」という。)の許可その他風俗営業等の規制及び業務		
	の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号、以		
	下「風営法」という。)に関する事務の適正な遂行を		
	確保するために利用する。		
記録項目	1 許可上申等課及び警察署、2 許可年月日、3 行政処		
	分等の区分、4営業停止等の期間、5送致又は調査終		
	了から処分までの日数、6営業の種別、7併設営業の		
	停止処分の有無、8送致の有無、9法人・個人の別、		
	10違反態様等、11許可番号、12営業所の名称、13営業		
	所等の所在地、14法人名、15法人の所在地、16代表者		
	又は経営者の氏名、17代表者又は経営者の性別、18代		
	表者又は経営者の生年月日、19代表者又は経営者の本		
	(国)籍、20代表者又は経営者の住所、21管理者等の		
	氏名、22管理者等の性別、23管理者等の生年月日、24		
	管理者等の本(国)籍、25管理者等の住所、26役員の		
	氏名、27役員の性別、28役員の生年月日、29役員の本		
	(国)籍、30役員の住所、31広告宣伝で使用する呼称		
	、32客の依頼を受ける方法、33電気通信設備を識別す		
	るための電話番号又は記号、34自動公衆送信装置設置		
	者の氏名又は名称、35自動公衆送信装置設置者の住所		
	、36電気通信設備の設置場所、37会話の申込みをした		
	者が18歳以上であることを確認するための措置の内容		
	、38会話の申込みをした者が18歳以上であることを確		
	認するための措置として利用する識別番号等の付与者		
	の名称、39会話の申込みをした者が18歳以上であるこ		
	とを確認するための措置として利用する識別番号等の		
	付与者の代表者の氏名、40許可管理番号、41認定番号		
	、42開始届出番号、43届出確認書等の書面の識別、44		

	届出確認書等の交付年月日、45届出確認書等の交付番		
	号、46客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡		
	先、47受付所・待機所の別、48映像伝達用設備を識別		
	するための電話番号等、49行政処分番号		
記録範囲	風俗営業等の許可を受けた者(許可を取り消された者		
	の記録又は廃業届出を提出した者の記録については、		
	取消し等された時点から10年間保存される。)、特例		
	風俗営業者等の認定を受けた者(認定を取消し等され		
	た者の記録については、取消し等された時点から10年		
	間保存される。)、性風俗関連特殊営業及び深夜酒類		
	提供飲食店営業の開始届出を提出した者(廃業した者		
	の記録については、廃業した時点から10年間保存され		
	る。)並びに行政処分を受けた者(当該処分を受けた		
	時点から10年間保存される。)		
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。		
要配慮個人情報	☑含まれる □含まれない		
記録情報の経常的提供先	警察庁		
開示請求等を受理する組織の名	(名称)		
称及び所在地	徳島県警察本部警務部情報発信課情報公開室		
	(所在地)		
	〒770-8510 徳島県徳島市万代町2丁目5番地の1		
訂正及び利用停止に関する他の	風俗営業者又は特定遊興飲食店営業者に係る12、14か		
法令の規定による特別の手続等	ら16まで、20、21、25、26及び30の訂正は、風営法第		
	9条第3項(同法第31条の23において準用する場合を		
	含む。)及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に		
	関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第		
	1号、以下「規則」という。)第20条第2項及び第3		
	項並びに第88条第2項及び第3項による。風営法第27		
	条第1項の届出書を提出した者に係る12、14から16ま		
	で、20、21及び25の訂正は、同条第2項及び規則第42		
	条第2項による。風営法第31条の2第1項の届出書を		
	提出した者に係る13から16まで、20、31、32、46及び		
	47の訂正は、同条第2項及び規則53条による。風営法		
	第31条の7第1項の届出書を提出した者に係る13から		
	16まで、20、31、33から35まで及び48の訂正は、同条		
	第2項及び規則第59条による。風営法第31条の12第1		
	項の届出書を提出した者に係る12、14から16まで、20		
	、21、25及び33の訂正は、同条第2項及び規則第64条		
	による。風営法第31条の17第1項の届出書を提出した		
	者に係る13から16まで20、31及び33の訂正は、同条第		

	2項及び規則第70条による。	風営法第33条第1項の届	
	出書を提出した者に係る12、	14から16まで及び20の訂	
	正は、同条第2項及び規則第104条による。		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号	□法第60条第2項第2号	
	(電算処理ファイル)	(マニュアル処理ファ	
		イル)	
	政令第21条第7項に該当する		
	ファイル		
	□有 ☑無		
行政機関等匿名加工情報の提案	☑該当する]該当しない	
の募集をする個人情報ファイル			
行政機関等匿名加工情報の提案	(名称)		
を受ける組織の名称及び所在地	徳島県警察本部警務部情報発信課情報公開室		
	(所在地)		
	〒770-8510 徳島県徳島市	万代町2丁目5番地の1	
行政機関等匿名加工情報の概要	_		
作成された行政機関等匿名加工			
情報に関する提案を受ける組織	_		
の名称及び所在地			
作成された行政機関等匿名加工			
情報に関する提案をすることが	_		
できる期間			
備考			